

入札説明資料

- 1 物件名 7号物件 封筒の制作
- 2 仕様及び数量等 別添仕様書のとおり
- 3 入札公告日 令和8年9月28日
- 4 入札執行日及び入札締切等

令和8年10月14日（水） 午後4時30分まで 入札締切

午後4時30分 開札

※ 紙入札を行う者は、午後4時25分 までに入札会場へ集合して下さい。

※ 入札締切後、順次開札しますので、電子調達システムにより
入札に参加される方は、開札状況を適宜ご確認下さい。

- 5 入札会場 関東森林管理局 3階小会議室
- 6 納入期限 令和8年12月25日
- 7 その他 入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

【配付資料】

- (1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得
- (2) 契約書(案)
- (3) 仕様書
- (4) 提案書(様式)
- (5) 入札書(紙入札の場合の様式)
- (6) 委任状の作成例

※入札公告によるところにより、下記提出書類を 令和8年10月9日(金)
午後4時00分までに経理課企画係に提出し、その審査の結果をもって、
入札参加許可を受けて下さい。

【提出書類】

- ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)写し
- イ 提案書
納入物品について、例示した物品以外の提案がある場合は、
その物品等の規格・品質が確認できる資料等を添付して下さい。
提案がない場合も「仕様書のとおり」として提出して下さい。

製作請負契約書（案）

支出負担行為担当官関東森林管理局長 増井 国光（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）と次のとおり売買契約を締結する。

案件名称	7号物件「封筒の製作」
品名・物件名	封筒の製作
数量（単位）	396 束
仕様	仕様書のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和 08 年 12 月 25 日
納入場所	仕様書のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを電子調達システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市岩神町四丁目 1 6 番 2 5 号
支出負担行為担当官
関東森林管理局長
増井 国光

乙



Score	Number of People
10	1
9	1
8	1
7	1
6	1
5	1
4	1
3	1
2	1
1	1

条 項

(総則)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、図面、仕様書等（以下「設計図書」という）のある場合はこれに従い、頭書の物品を製作して指定期日までに納品し、甲は、これに対し請負代金を支払うものとする。

2 この契約に関し設計図書に特別の定めがある場合を除き、製作に必要な一切の手段について乙がその責任において定める。

(権利・義務の譲渡)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(特許権・第三者の権利)

第3条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている製作方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその製作方法を指定した場合はこの限りでない。

(使用材料等の品質・管理)

第4条 使用材料等でその品質が設計図書に明示されていないものがあるときは、甲、乙協議し当該製作の内容に応じ適正と認められる品質のものを定めるものとする。

2 乙は、甲から製作に必要な材料・資料等の支給又は、貸与を受けたときは、これを善良な管理者の注意をもって使用・保管しなければならない。乙の責に帰する事由によって支給又は貸与品が滅失、き損したときは、甲の指示に従いこれを修復し、又は代品と引替え、若しくは損害を賠償するものとする。

(引渡前の損害)

第5条 製作品の引渡前に製作品等に生じた損害、その他製作の施行に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じ

たものについては甲がこれを負担する。

（著作権の承継・帰属）

第6条 乙が本業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。また、製作品の著作権は甲に帰属するものとする。

（製品状況の調査・報告）

第7条 甲は、必要があるときは、乙に対して製品状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（納入の届出及び検査）

第8条 乙は、物品を納入したときは、甲に対し納入の届出をするものとし、甲は、納入の届出を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、物件を納入したときは、品質、規格、数量等に関し甲（甲の指定する職員を含む。以下同じ）の検査を受けこれに合格した時をもって引渡を完了したものとし、このときをもって所有権は甲に移転するものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格のものがあつたときは、甲の指示に従い返戻、引換を要求されても異議を申し立てないものとする。

（支払）

第9条 乙は、第8条による検査に合格したときは、支払請求書を甲に提出するものとする。

甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（支払遅延の利息）

第10条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防

止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100 円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

（天災その他不可抗力による場合）

第 11 条 乙は、天災その他不可抗力により、納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、甲に納入期限の延長を請求することができるものとする。

2 甲は前項の場合において、その理由が正当と認めたときは納入期限を延長し、その旨を書面により乙に通知するものとする。

（納入期間の延長及び遅滞違約金）

第 12 条 乙は、前条による場合を除き、納入期限内に物品を納入することができないときは、納入期限の前日までに、その事由を明らかにした書面により、納入期限の延期を甲に申し出て、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、乙の責に帰する理由により、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。

3 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

（納品の変更、中止）

第 13 条 甲は、必要がある場合には、契約数量、金額等について変更し若しくは納品を一時中止し、又はこれを打切ることができる。

2 前項の場合において、契約数量、金額、納入期限について変更のある場合には、甲、乙協議して、変更協定書を取りかわすものとする。

3 第 1 項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害額を補償しなければならない。その損害額については甲、乙協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第 14 条 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない

(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第 12 条第 2 項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

4 甲は、第 1 項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後 1 年以内に乙に対して通知するものとする。

6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(甲の催告による解除権)

第 15 条 甲は、下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第 8 条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第 14 条第 1 項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明ら

かであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 17 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 18 条 甲は、第 15 条又は第 16 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(甲の損害賠償請求等)

第 19 条 甲は、第 12 条第 3 項又は第 14 条第 4 項に規定する場合のほか、乙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(乙の解除権)

第 20 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に違約金を支払わないものとする。

- (1) 甲が第 13 条第 1 項により数量、金額等を変更し、これにより契約金額が 3 分の 1 に減少したとき。
- (2) 甲が第 13 条第 1 項により納品を一部中止し又は打切ったため、これにより契約金額が 3 分の 1 以下に減少したとき。
- (3) 甲が第 13 条第 1 項により納品を一時中止し、これにより中止期間が契約期間の 3 分の 1 以上に達したとき。
- (4) 甲がこの契約に違反した結果、物品納入が不可能となったとき。

(違約金)

第 21 条 第 15 条又は第 16 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第 20 条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(解約時の支払)

第 22 条 甲は、この契約が解除となった場合、検査に合格した既納物品に対しては、検査数量に応じて計算した金額を乙に支払わなければならない。

(違約金の相殺)

第 23 条 この契約において、乙より甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、甲の収納すべき金額が乙の債権額を超過するときは、乙は当該金額を甲の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

(契約外の事項)

第 24 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第 25 条 この契約について紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 26 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 27 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙1のとおり

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合

において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう
ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」
という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否
させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通
報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

【 1 封筒（角 2） 】

1. 材 料： ①間伐材パルプを 10%以上使用すること。（クレジット方式の運用に当たっては、「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン」（平成 21 年 2 月 13 日環境省）に則って運用すること）
また、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月環境省）の基準を満たした上で、再生紙・古紙を可能な限り使用すること。
2. 仕上げ： ①局及び各署等の名称、住所、電話番号及び国有林のイラスト等を印刷する。名称、住所、電話番号については別紙 2 印刷名称一覧のとおりとするが、関東森林管理局については、作成例のとおり各部署等の電話番号等を記載すること。元号は令和と記載する。
②角 2 号の規格等を指示した数量作成する。
3. その他： 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせ及び調整を行うものとする。

仕 様 書

【 2 封筒（長 3） 】

1. 材 料： ①間伐材パルプを 10%以上使用すること。（クレジット方式の運用に当たっては、「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン」（平成 21 年 2 月 13 日環境省）に則って運用すること）
また、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月環境省）の基準を満たした上で、再生紙・古紙を可能な限り使用すること。
2. 仕上げ： ①局及び各署等の名称、住所、電話番号及び国有林のイラスト等を印刷する。名称、住所、電話番号については別紙 2 印刷名称一覧のとおりとするが、関東森林管理局については、作成例のとおり各部署等の電話番号等を記載すること。元号は令和と記載する。
②長 3 号の規格等を指示した数量作成する。
3. その他： 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせ及び調整を行うものとする。

【 3 分収育林封筒(長 3 返信用)】

1. 材 料 : ①間伐材パルプを 10%以上使用すること。(クレジット方式の運用に当たっては、「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン」(平成 21 年 2 月 13 日環境省)に則って運用すること)
また、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 5 年 2 月環境省)の基準を満たした上で、再生紙・古紙を可能な限り使用すること。
2. 仕上げ : ①別に担当職員が示した規格のとおり、局の名称、住所、電話番号及び国有林のロゴ等を印刷する。元号及び年月日については、記載しないこと。
②長 3 号の規格等を指示した数量作成する。
3. その他 : 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせ及び調整を行うものとする。

【 4 緑のオーナー用封筒(窓付き・角 2 0)】

1. 材 料 : ①間伐材パルプを 1 0 % 以上使用すること。(クレジット方式の運用に当たっては、「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン」(平成 21 年 2 月 13 日環境省)に則って運用すること)
また、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 5 年 2 月環境省)の基準を満たした上で、再生紙・古紙を可能な限り使用すること。
②別に担当職員が示した規格の窓付き封筒とし、裏面、フラットに重なる胴の部分にテープタックを施したものと
する。
2. 仕上げ : ①別に担当職員が示した規格のとおり、局の名称、住所、電話番号及び国有林のロゴ等を印刷する。
②角 2 0 号の規格等を指示した数量作成する。
3. その他 : 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせ及び調整を行うものとする。

【 5 緑のオーナー用封筒(窓付き・長 3)】

1. 材 料 : ①間伐材パルプを 10%以上使用すること。(クレジット方式の運用に当たっては、「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン」(平成 21 年 2 月 13 日環境省)に則って運用すること)
また、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 5 年 2 月環境省)の基準を満たした上で、再生紙・古紙を可能な限り使用すること。
②別に担当職員が示した規格の窓付き封筒とし、裏面、フラットに重なる胴の部分にテープタックを施したものと
する。
2. 仕上げ : ①別に担当職員が示した規格のとおり、局の名称、住所、電話番号及び国有林のロゴ等を印刷する。
②長 3 号の規格等を指示した数量作成する。
3. その他 : 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせ及び調整を行うものとする。

封筒の制作 仕 様 書

(納入期限 : 令和8年12月25日)

7号物件の物品の詳細についての問い合わせ先 : 経理課 企画係
TEL : 027-210-1149
メールアドレス : ks_kanto_keiri@maff.go.jp

仕 様 書

1. 入札物件

封筒の制作

番号	物品名	例示品		規格・品質等	色	数量	単位	納品先及び数量																							
		メーカー名	品名・品番					福島 県 森 林 管 理 署	福島 県 白 河 支 管 理 署	福島 県 会 津 支 管 理 署	福島 県 会 津 南 支 管 理 署	福島 県 磐 城 支 管 理 署	福島 県 棚 倉 支 管 理 署	福島 県 塩 田 支 管 理 署	福島 県 郡 馬 支 管 理 署	福島 県 利 根 支 管 理 署	福島 県 東 部 支 管 理 署	福島 県 中 部 支 管 理 署	福島 県 下 部 支 管 理 署	福島 県 下 部 支 管 理 署	福島 県 上 部 支 管 理 署	福島 県 上 部 支 管 理 署	静岡県 森 林 管 理 署	天竜 区 森 林 管 理 署	伊豆 市 森 林 管 理 署	千葉県 森 林 管 理 所	山梨 県 森 林 管 理 所	福島 県 セ ン タ ー 支 管 理 署	福島 県 森 林 再 生 課	関東 森 林 管 理 課	関東 森 林 管 理 課
1	封筒(角2)			角2、間伐材等使用、署名入(後納)、1束100枚		189	束	20	15	20	5	10	10	2	10	5	10	15	5	10	10	2		10	15	5	10				
2	封筒(長3)			長3、間伐材等使用、署名入(後納)、1束100枚		127	束			5		10		2	10	5	10	10		15	10	2	10	10	15	2	1	10			
3	分収育林用封筒 (長3 返信用)			長3、間伐材等使用、局名入、1束100枚		20	束																						20		
4	緑のオーナー用 封筒 (窓付き・ 角2 0)			角20(229×324mm)、間伐材等使用、グラシン 窓、ハイシール、局名入(後納)、1束100枚		40	束																						40		
5	緑のオーナー用 封筒 (窓付き・ 長3)			長3、間伐材等使用、グラシン窓、ハイシー ル、局名入(後納)、1束100枚		20	束																						20		
合 計						396		20	15	25	5	20	10	4	20	10	20	25	5	25	20	4	10	20	30	7	11	10	80		

上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2. 納入

- ① 納入場所は上記のとおりとする。納入先住所一覧表参照。
- ② 納入数は上記のとおりとする。

3. 責任の所在

- ① 物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

- ① ハードウェアについては、過去において出荷及び稼働実績を有し、高い信頼性を備えていること。ソフトウェアについて
は、最新のファームウェアを掲載していること。
- ② 受注者においては、物品引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保守を行うこと。
- ③ 受注者においては、向こう5年間にわたり、アフターサービス・修理・部品提供等を円滑に行い得る体制を確保するこ
と。
- ④ 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

署名	郵便番号	住所	電話番号	担当者	備考
福島森林管理署	960-8055	福島県福島市野田町7-10-4	024-535-0121	総括事務管理官	
会津森林管理署	965-8550	福島県会津若松市追手町5-22	0242-27-3270	総括事務管理官	
磐城森林管理署	979-0201	福島県いわき市四倉町字東 2丁目170-1	0246-66-1234	総括事務管理官	
棚倉森林管理署	963-6131	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘73-2	0247-33-3111	総括事務管理官	
塩那森林管理署	324-0022	栃木県大田原市宇田川1787-15	0287-28-3125	総括事務管理官	
群馬森林管理署	371-8508	群馬県前橋市岩神町四丁目16-25	027-210-1203	総括事務管理官	
利根沼田森林管理署	378-0018	群馬県沼田市鍛冶町3923-1	0278-24-5535	総括事務管理官	
東京神奈川森林管理署	254-0046	神奈川県平塚市立野町38-2	0463-32-2867	総括事務管理官	
下越森林管理署	957-0052	新潟県新発田市大手町四丁目4-15	0254-22-4146	総括事務管理官	
中越森林管理署	949-6608	新潟県南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	総括事務管理官	
上越森林管理署	943-0172	新潟県上越市大字大道福田555番地	025-524-2180	総括事務管理官	
静岡森林管理署	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1番120号	054-254-3401	総括事務管理官	
天竜森林管理署	434-0012	静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1	053-588-5591	総括事務管理官	
伊豆森林管理署	410-2401	静岡県伊豆市牧之郷546-5	0558-74-2522	総括事務管理官	
福島森林管理署 白河支署	961-0074	福島県白河市郭内128-1	0248-23-3135	総括事務管理官	
会津森林管理署 南会津支署	967-0611	福島県南会津郡南会津町山口字村上867	0241-72-2323	総括事務管理官	
下越森林管理署 村上支署	958-0033	新潟県村上市緑町3丁目1番13号	0254-53-2151	総括事務管理官	
千葉森林管理事務所	263-0034	千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20	043-242-4656	総括事務管理官	
山梨森林管理事務所	400-0021	山梨県甲府市宮前町7-7	055-253-1336	総括事務管理官	
福島森林再生センター	979-0201	福島県いわき市四倉町字東 2丁目170-1	050-3160-1635	副所長	
関東森林管理局 経理課	371-8508	群馬県前橋市岩神町四丁目16-25	027-210-1149	経理課企画係	
関東森林管理局 森林整備課	371-8508	群馬県前橋市岩神町四丁目16-25	027-210-1183	森林整備課企画係	

提 案 書

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

令和 年 月 日提出

商号又は名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日公告の物件番号 号の一般競争入札に係る納入物
品について、別紙のとおり提案します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当まで連絡願います。

所属部課名：
担当者氏名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：
メールアドレス：

----- 以下、森林管理局担当者 記入欄 -----

森林管理局 担当者提案書 確認欄	
------------------------	--

別紙 第 号物件

提案書内訳

商号又は名称

番号及び品番等	
要求仕様に対する対応	

(注1) パンフレット等により、提案する物品が明らかな場合はパンフレット等の添付をもって替えることができる。

様式第6号（第4条）

委任状

代理人氏名 関東 太郎

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日

令和〇〇年△月□□日

入札日を記入

2 件 名

物品の購入 ○号物件 ○〇〇〇

物件名を記入

3 入札に関する一切の件

令和〇〇年△月□□日

委任された日付を記入

住所

〇〇県△△市□□町1－2－3

商号又は名称

〇△株式会社

代表者氏名

代表取締役 関東 次郎

全省庁資格確認通知書に記載された住所・会社名・代表者役職・氏名を記入(ゴム印でも可)

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

なお、代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。